

令元福個答申第3号  
令和元年11月8日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(保健福祉局健康医療部保健予防課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する  
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、平成30年10月24日付け保予第993号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第133号

「平成〇年〇月〇日付け診断書(通院医療費公費負担用)に記載された個人情報」  
の訂正拒否決定処分に対する審査請求

## 答 申

### 1 審議会の結論

「平成〇年〇月〇日付け診断書（通院医療費公費負担用）に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成30年6月25日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

- ① 平成30年5月29日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件訂正請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書に、本件訂正請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「平成〇年〇月〇日付 診断書（通院医療費公費負担用）

病名 ■■■■■■■■■■」（注：表現を一部補正）

また、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書に、本件訂正請求の趣旨及び理由として、次のように記述している。

「△△△△△

- ② 虚偽の病名であること

②平成▼年▼月請求人が精神保健福祉センターに問い合わせた時点でも、同センター職員は認識していたこと」（注：表現を一部補正）

- ② 平成30年6月25日、実施機関は、審査請求人が訂正を求めている内容は、訂正することが利用目的の達成に必要でないことが明らかであるとして、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成30年9月24日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

#### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、保有個人情報訂正請求書、審査請求書、反論意見書及び令和元年7月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 診断書が虚偽であることについて

ア 平成○年○月○日付け診断書（通院医療費公費負担用）（以下「本件診断書」という。）には病名として、■■■■■■■■と記載されているが、事実は△△△△である。

イ 事実は本件訂正請求時に添付した障害年金診断書のとおりであり、本件診断書には、発病から現在までの病歴等についても虚偽の内容が複数記載されている。

ウ 本件診断書を記載した医師は、平成●年●月●日付けで勤務先の病院を退職しており、本件診断書作成時点では審査請求人の主治医ではなかったにもかかわらず、本件診断書を不正に作成している。

エ 自立支援の公費負担期間はすでに終了しているため削除は可能であり、虚偽診断書を福岡市の保有個人情報として利用可能な状態とするのは不適切である。

② 病名の訂正が利用目的の達成に必要なでないとする実施機関の主張について

ア 病名を訂正することが自立支援医療給付の申請受付、認定事務という利用目的の達成に必要ななど主張するのは、詭弁である。

イ 診断書は健康状態に関する事実証明の文書であり、特に公務所に提出する診断書には違反すると罰則もあり、自立支援医療給付の認定事務にも慎重さが求められる。

ウ 診断書作成者の違法行為ではあるが、虚偽が判明した時点で速やかに訂正に応じるのが、本来の事務処理である。

エ 条例で訂正等の権利を掲げているが、実施機関の主張は、行政職員がその処理を適正に行わず、自ら形骸化させている現実を如実にあらわしている。

③ 条例第13条第2項違反について

ア 本件処分は、「実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない」とする条例第13条第2項に違反している。

イ マイナンバー制度の導入により、精神疾患の受診歴等も個人の生存中データとして保存されるから、その情報は正確であることが求められる。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、保有個人情報訂正拒否決定通知書、弁明意見書及び平成31年4月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件個人情報の利用目的と病名の訂正の要否について

ア 審査請求人は、本件診断書が虚偽であることを理由に本件個人情報に係る病

- 名を「■■■■■■■■■■」から「△△△△△」に訂正するよう求めている。
- イ 本件個人情報の利用目的は、自立支援医療（精神通院医療）給付の申請受付、認定事務である。
- ウ 厚生労働省は、自立支援医療（精神通院医療）の対象疾患を、国際疾病死因分類ICD10コードの中の「F0～F9及びG40」としている。「■■■■■■■■■■」はICD10コードではF2、「△△△△△」はICD10コードではF3に分類されており、どちらも自立支援医療（精神通院医療）の対象疾患である。
- エ どちらの病名でも自立支援医療（精神通院医療）給付の申請受付、認定事務を行うことができることとなり、病名を訂正することが、自立支援医療（精神通院医療）給付の申請受付、認定事務という利用目的の達成に必要なでないことは明らかである。
- オ 以上のことから、本件訂正請求は条例第35条に該当せず、本件処分は正当なものである。

② 診断書の記載内容に対する訂正請求の可否について

診断書の内容は、診察時の病状などにより判断された医師の評価であるため、条例第33条の「保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」に当たらないともいえる。

#### 4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件訂正請求に係る訂正の要否について

審査請求人は、反論意見書及び当審議会審査請求部会における口頭意見陳述において、本件個人情報の内容が多岐にわたって事実と異なるうえ、本件診断書自体が審査請求人の主治医ではない者により作成された虚偽診断書であるなどと主張し、その訂正（削除）を求めるが、本件訂正請求が、本件診断書の病名について、「■■■■■■■■■■■■■■」を「△△△△△」に訂正するよう求めるものであることは、上記2、(2)、①より明らかであるから、以下、その訂正の要否について検討する。

条例第33条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる」と規定しているが、その対象は客観的な「事実」であって、主観的要素を含む「評価・判断」には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合は、訂正をしない旨の決定をすることとなるものである。

当審議会が確認したところ、本件診断書に記載された病名は、医師が診察時点における審査請求人の病状について診察を行ったうえで示した、当該医師による評価・判断にほかならないから、訂正の必要があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件診断書の虚偽が判明した時点で速やかに訂正に応じるのが条例の趣旨を踏まえた本来の事務処理であること、本件処分が条例第13条第2項に違反することなども主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年10月24日	審査庁から諮問
平成30年11月26日	実施機関から弁明意見書を受理
平成31年1月4日	審査請求人から反論意見書を受理
平成31年3月25日（第202回審査請求部会）	審議
平成31年4月22日（第203回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和元年5月29日（第204回審査請求部会）	審議
令和元年6月27日（第205回審査請求部会）	審議
令和元年7月29日（第206回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和元年8月9日（第207回審査請求部会）	審議
令和元年9月27日（第208回審査請求部会）	審議
令和元年10月30日（第209回審査請求部会）	審議